

不動産相談を受けられる方へ

以下の内容をお読みいただき、有効な相談時間としていただきますようお願いいたします。

- 1 この相談は限られた時間で、不動産全般の問題について、宅地建物取引業協会相談員が考え方や解決方法をアドバイスするものです。従って次に該当する相談はできません。
 - ① 具体的な問題や紛争がないのに、学問的な興味等で相談すること。
 - ② 既に調停中及び弁護士や司法書士に依頼されている案件について相談すること。また、書類の作成・添削、専門的な調査、案件の処理等もできません。
- 2 相談時間は概ね30分間です。
- 3 事前に担当相談員の名前をお教えしたり、直接、案件処理等の依頼をしたりすることはできませんが、紹介を希望される方は宅地建物取引業協会(TEL 0798-36-2365)にお問合せください。
- 4 相談内容の録音や録画はお断りしています。相談内容の記録にはご自身でメモをおとり下さい。
- 5 担当相談員が相談時に用いる相談票には、相談者の住所、氏名、電話番号を記載しますが、不動産相談業務の実施及び適正な運用、個人情報を含まない形で作成する統計などの目的以外には使用しません。個人情報は固く守られます。
- 6 相談を受けられて、ご意見等がございましたら、
南館地下1階の市民参画・協働推進課 市民相談係(TEL 38-5401)までお申し出ください。